1．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
大阪府道高速大和川線 （阪神高速６号大和川線）	大阪府松原市三宅西七丁目944番３から 大阪府松原市三宅中八丁目1295番２まで

2．指定する期日　平成25年３月21日

3．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

阪神高速道路工事完了公告

平成 25 年阪神高速公告第５号

本会社において実施中の阪神高速道路の新設工事は、下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年３月 19 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

路　線　名　大阪府道高速大和川線
工事の区間　大阪府松原市三宅西七丁目から同市三宅中八丁目まで
工事の種類　新設工事
工事完了の日　平成25年３月20日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 25 年阪神高速公告第６号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年３月21日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年３月 19 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

1．記Ⅰ〔1〕１中

「⑻　大阪市道高速道路森小路線
⑼　大阪市道高速道路西大阪線
⑽　大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区島屋二丁目から同区北港二丁目まで
⑾　兵庫県道高速大阪池田線
⑿　兵庫県道高速神戸西宮線
⒀　兵庫県道高速大阪西宮線
⒁　兵庫県道高速湾岸線
⒂　神戸市道高速道路２号線のうち神戸市長田区西尻池町から同市須磨区白川まで
⒃　兵庫県道高速北神戸線
⒄　神戸市道高速道路北神戸線
⒅　神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで
⒆　神戸市道生田川箕谷線　」を

「⑻　大阪府道高速大和川線のうち松原市三宅西七丁目から同市三宅中八丁目まで
⑼　大阪市道高速道路森小路線
⑽　大阪市道高速道路西大阪線
⑾　大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区島屋二丁目から同区北港二丁目まで
⑿　兵庫県道高速大阪池田線
⒀　兵庫県道高速神戸西宮線
⒁　兵庫県道高速大阪西宮線
⒂　兵庫県道高速湾岸線
⒃　神戸市道高速道路２号線のうち神戸市長田区西尻池町から同市須磨区白川まで
⒄　兵庫県道高速北神戸線
⒅　神戸市道高速道路北神戸線
⒆　神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで
⒇　神戸市道生田川箕谷線　」に

改める。

2．記Ⅰ〔1〕４⑹①の表中

「

大阪府道高速大阪松原線	松原ＪＣＴから平野出入口

」を

「

大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原ＪＣＴから平野出入口 又は三宅西出入口まで

」に改める。

3．記Ⅰ〔1〕４⒁⑥イの次に次のように加える。

ロ　大和川線早期開通割引

ａ　割引を適用する自動車

(a)　大阪府道高速大和川線三宅西出入口から大阪府道高速大阪松原線大堀出入口までの区間の全部を通行するＥＴＣ車

(b)　大阪府道高速大和川線三宅西出入口から大阪府道高速大阪松原線松原ＪＣＴまでの区間の全部と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線を連続して通行するＥＴＣ車

ｂ　割引額

記ａ(a)又は(b)に定める自動車ごとに次の割引額を適用する。

(a)　普通車　250円
　　大型車　500円

(b)　普通車　150円
　　大型車　300円

ｃ　割引を実施する期間

平成25年３月21日から平成25年３月31日まで